

# 別冊：取り組み項目一覧

## 大分類1：市民力、地域力の発揮

中分類	小分類	取り組み項目と内容
1 人づくり・地域づくり	1 生きがいつくり	1 自らの健康・生きがいつくり 健康であり続けること自体が地域貢献であり、退職後も生涯学習や就農など、新たな生きがいつくりのための活動に参加できる仕組みをつくる。
		2 高齢者の概念の見直し 65歳以上を高齢者施策の対象者ととらえるのではなく、これからのまちづくりの主要な担い手として、高齢者の生きがいつくりへと施策展開を見直す。
	2 担い手づくり	3 地域の担い手づくり 地域づくりのリーダーとなる人材を育成するため、地域デビュー講座などのきっかけづくりや、コーディネート研修、リーダー養成講座など、現行の生涯学習講座等を更に充実させる。
		4 多様な人材発掘システム 地域に埋もれている特技や技能、知識を持った市民を発掘し、地域づくりに参加してもらえるための「人材バンク登録制度」などの仕組みをつくる。
	3 地域での活動	5 地域づくりに参加しやすい仕組みづくり 団塊の世代をはじめ、高齢者や女性、学生、障がい者など、様々な人たちが、地域づくりに関わりが持てる仕組みをつくる。
		6 地域での見守りネットワークの形成 児童・生徒の見守り隊の活動に加え、高齢者の見守り、障がいのある人の日常生活の支援、放課後の児童への関わりなど、地域の人々が地域の人々を見守り、支える仕組みを拡充する。
	4 地域課題の共有と解決に向けた取り組み	7 新たな地域づくり組織の検討 一定地域の地縁組織、テーマ型団体などを包括した「(仮称)まちづくり協議会」的組織への再編を検討する。市からの支援は、個別団体への補助から、当該組織への一括交付金へと見直す。
		8 地域担当制の充実 地域の課題を地域とともに共有し、解決に向けた取り組みを行うため、地域担当職員の役割の明確化やその補佐となる集落支援員の配置など、地域担当制の機能充実のための仕組みを変える。
		9 地域まちづくり計画の策定 地域会議などの仕組みを検討し、地域の将来像を住民自らが考え共有し、その実現に向けた取り組みを明らかにした「地域のまちづくり計画」を策定する。
		10 地域づくりのための制度の活用 無秩序な市街化を抑制する区域(市街化調整区域)では、都市計画法上の様々な規制がありますが、一定の条件により地域で主体的に考え、計画することで「地域づくり」が可能となる。そのために必要な仕組みをつくります。

中分類	小分類	取り組み項目と内容
2 活動団体	1 団体への支援	<b>11 NPO等の団体運営への支援</b> NPO法人への寄付金にかかる住民税控除制度やマッチングギフト方式(市民寄付と市税の1:1積み立て)など、市民自らが団体運営を支える仕組みを検討する。
		<b>12 団体補助金の見直し</b> 市からの補助金は、団体の運営費補助から活動事業に対する補助金へと見直す。また、地域組織に対する支援は、補助金から交付金へと受入組織を含めて見直しを検討する。
		<b>13 団体事務局支援の見直し</b> 団体支援の一環として、市の関係課等が事務局機能を担っている部分については、各団体が自主的に独自で運営できるよう、団体事務局のあり方などを見直す。
	2 団体の活性化	<b>14 自治会組織の活性化</b> 自治会空白地域の解消や加入促進、市からの依頼事項の見直しによる自治会負担の軽減、組織の合併・独立など、自治会組織の活性化の取り組みを強化する。
		<b>15 地縁型団体の活性化</b> 女性のライフスタイルの変化による婦人会組織率の低下や、今後対象が増加する老人クラブなど、地縁組織のかかえる課題解決に向けた取り組みを検討する。
		<b>16 コミュニティビジネスへの発展</b> セミナーや相談、アドバイザー派遣などにより、農業や育児、介護などの地域の抱える課題の解決につながるビジネスにチャレンジする地域住民や団体等を支援する仕組みを検討する。
3 活動拠点と情報	1 拠点機能の発揮	<b>17 施設利用ルールの見直し</b> 施設の予約、支払、キャンセルなどの取り扱いについて、市民、団体等がより利用しやすい仕組みへと見直しを行う。
		<b>18 活動拠点としての施設利用の一般化</b> 特定目的利用の施設を一般目的利用施設へと位置付けの変更を検討するとともに、小学校などの余裕施設の地域への開放を「余裕教室活用ガイドライン」などの基準により更に進める。
	2 情報の活用	<b>19 団体活動情報の一元化</b> 地縁型団体・テーマ型団体、まちづくり活動団体、福祉ボランティア団体など、様々な活動団体の情報を一元管理する仕組みを検討する。
		<b>20 地域活動と個人情報の整理</b> 災害時や地域コミュニティ活動における地域住民の個人情報の保護と活用ルールを整理し、地域が効率的に取り組める仕組みをつくる。
		<b>21 公共施設での情報コーナーの設置</b> 市民センター等の公共施設に無線LAN(Wi-Fi)スポットを設置することで、行政情報はもとより、活動に必要な情報を自由にとれるインターネット環境を整備する。

## 別冊：取り組み項目一覧

### 大分類2：行政力の向上（信頼される行政運営）

中分類	小分類	取り組み項目と内容
1 サービス提供 の構造見直し	1 市民サービスの 見直し	1 サービス時間の拡大 昼休みの概念を見直し、いつでも窓口サービスができるよう、サービス体制を見直す。 また、時間延長、休日開庁などについても、そのサービス内容等を含め、そのあり方を見直す。
		2 ワンストップサービスの導入 複数の申請・手続きを1か所に対応できる窓口や、新庁舎建設に向け関連部署を近くに配置するなど、ワンストップサービスを導入する。
		3 コンビニ等での市民サービスの提供 市役所や公共施設以外のコンビニなどで、いつでも市民サービスが提供できる仕組みを構築する。（例：コンビニで住民票交付など）
	2 民間活力の導 入	4 指定管理者制度の推進と業務内容の見直し 公共施設に指定管理の更なる導入を図る。 また、これまで指定管理をしている施設の業務内容等を精査し、見直す。
		5 民間委託の推進 ゴミ収集業務や案内、窓口業務をはじめ、可能と考えられる業務の内容を精査するなど、民間委託を更に推進する。
		6 民間企業等と同種のサービスの見直し 民間企業等と競合する市民サービスについては、民間に任せ、市はサービスを行わない。（例：図書館における音楽CDなどの貸し出しサービス、生涯学習講座など）

2 人材育成と人事管理(給与含む)	1 職員の育成と能力向上	7 人づくりと能力アップ(人材育成と能力開発) 業務に求められる能力や協働を進める職員に相応しい能力を養うため、OJTの充実や派遣研修等を含めた種々の機会活用を図る。 また、危機管理能力などを向上するため、専門研修等の充実を図る。 その他、職員個人のスキルアップなどを支援する。
		8 職員の意識改革 職員の接遇能力(あいさつ等)の向上を図る。 また、職員の意識改革を推進し、一般的によく言われる、縦割り行政、お役所仕事といった市役所体質を変える。
		9 働きやすい職場づくり ワークライフバランスにより、時間外勤務の削減を行い、職員の健康に配慮した取り組みを行う。 また、課題、問題に、組織全体で対応でき、チームワークのある職場環境を整備する。
	2 人材活用と定員管理	10 女性職員の登用 女性職員の能力、特性などを活かすために、各職場に女性を配置する。 また、積極的に管理監督職に女性職員を登用する。
		11 職場希望制度などの導入 効率的な人材活用や人材育成などを行うため、職場希望制度、庁内応募制度などを導入する。
		12 小さな市役所 事業の見直し、事業の棚卸を行うなど職員定数の管理を行う。
		13 再任用職員の活用 再任用職員のこれまでのスキル等を若手職員などに伝承するとともに、その能力を業務に活かす。 また、再任用職員や専門職の嘱託員などに、権限付与を行い、それにあった組織を検討する。(例:用地取得、納税対策など)
	3 人事・給与制度の再構築	14 専門職の導入、活用 高度化、専門化する業務などに対応できるよう、スペシャリストなどの専門職の導入、活用などを図る。
		15 人事評価制度の導入 実績が評価される昇任制度、給与制度の確立を図る。 また、全職員に目標管理に連動した人事評価制度を導入する。
16 給与制度、手当の適正化 役職、実績に応じた適正な給与制度の見直しを行う。 また、他の団体、民間企業などと比較し、市民から理解がえられるような各種手当の見直しを行う。		

3 責任体制、組織運営	1 責任体制の明確化	17 わかりやすい役職 責任体制が分かるよう、役職のあり方を見直す。 (現行:部長、次長、局長、課長、参事、副課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査、主任など)
	2 効率的な組織と権限	18 組織をまとめる(組織の一元化) 効率的な組織運営を行うため、類似業務や関連する業務の一元化を行う。 また、一元化できない業務は、関係課を集中させるなどの配慮を行う。(例:幼保一元化を想定した局の設置等)
		19 行動する組織(組織のフラット化) スタッフ制やチーム制のさらなる導入に加え、機動性のあるフラットな組織へと見直す。
		20 横の連携、会議の効率化(庁内連携組織の再整備) 連絡事項は、イントラを活用する。 協議事項は、次長級、課長級などで構成する少数の会議を検討する。 会議は、時間設定、資料の事前配布、論点等を明確化するなど効率化を図る。
		21 部長等の権限の強化 各部の柔軟な組織運営が行えるよう、予算編成権や人事権などの部長権限の強化を図る。
4 情報の発信と活用	1 総合的な情報発信	22 積極的な行政情報の発信 子育て、防災などの行政情報については、広報紙、ホームページ、フェイスブック、eメールなど、様々な媒体により情報提供しているが、よりわかりやすい情報の提供に努める。 また、広報紙は全戸配布する。
	2 情報の戦略的活用	23 PR組織等の創設 多くの人や企業などに来てもらい、定住してもらえるよう、まちの魅力、情報などを積極的に収集、PRする組織として、マーケティング、シティセールス課などの組織を検討する。
		24 市に関する情報のデータベース化 市の様々な情報の一元化を行い、強み、弱みが把握でき、施策に反映できるよう、仕組みを構築する。

# 別冊：取り組み項目一覧

## 大分類3：財政力の強化(持続可能な財政運営)

中分類	小分類	取り組み項目と内容
1 健全財政の維持	1 予算編成の再構築	<b>1 予算編成の見える化(透明化)</b> 市民への説明責任を果たし、市政に対する理解と信頼をより一層深めることを目的として、予算編成過程の各段階における行政情報の透明化を図る。 (イメージ:新規、拡充事業を対象に、各部の予算要求、財政査定、市長査定の結果を公表)
		<b>2 各部への予算編成権の付与</b> 施策予算枠の設定とともに、各部配当予算枠の考え方を明確にし、各部における創意工夫や収入増加などの取り組みが予算編成に柔軟に反映できるなど、各部長に予算編成の権限を付与することで、事業実施現場の主体性を重視した予算の編成を図る。
		<b>3 行政評価等の結果の予算反映</b> 事務事業の要否や実施主体のあり方など、行政評価等による施策評価の結果を次年度予算に反映させる仕組みを構築する。また、あわせて、組織改革や定員管理にも反映できる仕組みを検討する。 (行政評価のイメージ:総合計画の施策を評価する「施策評価」、施策を展開する具体的な事務事業を評価する「事務事業評価」を合わせたもの)
	2 計画的な財政運営	<b>4 中長期財政計画の作成</b> 今後の財政見通しとして、5年間の中期財政見通しを作成しているが、引き続き中期財政計画を作成するとともに、公共施設マネジメント計画などとリンクした長期的財政計画(10～20年程度)の策定を検討する。
		<b>5 公共施設マネジメント計画の作成</b> 公共施設の修繕や更新費用などの平準化を行い、計画的な財政運営を図るため、公共施設マネジメント計画を策定する。
		<b>6 基金等の有効活用</b> 計画的な財政運営を行い財政収支に均衡を図るため、財政4指標などの各種指標をもとに、特定目的基金などの有効活用を図る。 ・指標等⇒実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率、公債費比率、財政力指数…… ・新発債の抑制……
		<b>7 公営企業等の健全化</b> 市民病院などの公営企業や、国民健康保険事業などの特別会計の健全化を図り、収支構造の安定化を図る。 ⇒事業ごとに経営健全化計画を策定

2 さまざまな収入の確保	1 徴収体制の強化	8 徴収専門部隊の検討(市税・私債権徴収組織) 市民税、固定資産税などの市税に加え、介護保険料などの私債権において、困難事案となった滞納分について、情報共有のあり方も含め、整理できる組織・体制の整備を検討する。 また、徴収に関しノウハウを持った民間などの活用を充実する。 ⇒上水道課窓口サービス係(H25.4委託)
		9 給付と負担の仕組みの再構築 補助金や給付金などの支給について、効率性を保ち、給付と負担の公平性を確保する仕組みを再構築する。 ⇒イメージ:車の車検は自動車税の納税証明が必要 ⇒認定こども園等施設利用者助成金などは、原則、税の納付が条件
	2 市有財産の活用	10 市有財産の売却、貸付など 遊休地、遊休施設などの普通財産は、これまでから土地の売却や貸付などで、一定の成果をあげているが、今後においても、活用可能な普通財産の洗い出しを行うなど、収入の確保に努める。
		11 動産、物品等の活用、処分 役目を終えた動産、物品等の洗い出しを行い、所管替えによる有効活用や売却などの処分を検討する。 ⇒ネットオークションによる売却実績:あおぞら号、パッカー車など
	3 自主財源の確保	12 使用料・手数料等の見直し 使用料・手数料の対象事務を再点検し、使用料・手数料等の拡大を検討する。 (例:契約事務にかかる登録事業者の登録 ⇒ 登録手数料……) また、市民、地域、行政が、それぞれの持つ役割を認識、分担する中で、市民サービスの応分の負担の適正化を図る。
		13 国県補助金の有効活用 国県などの補助メニューを十分に研究し、一般財源の負担が少しでも少なくなるよう、戦略的な補助金、交付金などの確保を検討する。
		14 広告収入などの拡大 組織体制を確立するなど、有料広告の拡大を図るとともに、キッピーなどのキャラクターの活用を検討し、自主財源の拡大を図る。
		15 安定的な財源の確保 長期的な視点に立って、まちが活性化し、潤うよう、企業誘致をはじめ、人口交流や人口定着などに向け、積極的に取り組む。 ⇒第二テクノパークへの企業誘致など

3 事業の進め方の見直し	1 仕組みの見直し	16 財政支援の適正化 事業の必要性、公平性、補助対象や個人負担の現状などを検証し、適正な補助ルールの見直しを行う。
		17 評価制度の確立 施策や事業の効果、見直しなどを行う一つの手法として、行政評価などの仕組みを確立する。(施策評価、事業評価) なお、まちづくり基本条例で取り組みを進める行政評価検討委員会の検討内容を今後の参考とする。
	2 事務事業の見直し	18 事務事業の見直し 行政評価などの評価方法を活用し、事業の拡充、縮小、廃止をはじめ、関連事業、類似事業の統合、業務委託、事業の進め方などの見直しを検討する。
		19 民間活力の導入 全ての事業を対象に民間委託等の検討を行い、民間活力の導入を更に推進する。 また、業務委託は、民間事業者以外のNPOや地域活動団体などが容易に受託できるように、支援を含めた仕組みなどを検討する。 ⇒既存の委託事業の拡大、新規委託、人材派遣、指定管理、民営化、市場化テスト(官民入札)、独立行政法人・・・
	3 公共施設等のあり方の検討	20 公共施設等のあり方の検討 公共施設の施設規模や配置の仕方、修繕、管理などのあり方を検討する。 ⇒市民センター、中央公民館、図書館藍分室、歴史収蔵センター、さつき会館、幼小中学校・・・ また、普通財産などで老朽化した施設のあり方も、あわせて検討する。
		21 広域的施設のあり方 指定管理を行っている城山公園、駒ヶ谷運動公園、野外活動センターなどの広域的施設について、市外からの利用を促進するとともに、使用料の見直し(市内・市外、平日・休日など)を検討するなど効率的な施設運営を図る。
		22 公共施設の維持管理経費等の見直し 庁舎をはじめとする公共施設の光熱水費などの管理経費の縮減に向けた取り組みを、更に進める。 ⇒省エネ、LEDの推進、電力の入札、ハイブリッド車、軽自動車の導入など・・・